

平成 年 月 日

日本サーフィン連盟 宛

支 部 _____

チーム名(協力店) _____

代表者名 _____ 印

サーフィン事故連絡票
(対人・対物・傷害) いずれかを で囲んで下さい。

保険適用者名		会員番号	
住 所	〒		
生年月日	年 月 日		
電話番号	自宅	勤務先(携帯)	
事故日	年 月 日		AM・PM 時 分頃
事故場所	県	市・郡	町 海岸
事故状況		
相手氏名			年齢 歳
住 所			
電話番号	自宅	勤務先	

連絡事項

.....

.....

保険会社使用欄

会員連絡	事故受記録	書類郵送	処理確認	備考

日本サーフィン連盟会員各位

日本サーフィン連盟

サーフィン賠償責任保険に関する取扱いについて

(下記は、連盟が加入している賠償責任保険約款を分かりやすい形でご案内しております。)

この保険は、**国内のみ**のスポーツ賠償責任保険です。**賠償金は被害者の過失割合や、責任割合を勘案して決定されます。**サーフィン事故は、加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談交渉に際しましては十分に話し合いの場を設けて下さい。

また、被保険者本人と生計をともにする親族に対する事故は対象になりません。

() 対人賠償

- ・ 原則として加害者に過失がある場合に適用し、実際にかかった治療費等の領収証・診断書・事故確認書に基づき査定します。
- ・ 治療費の自己負担を軽減させるためにも、相手（被害者）の方には健康保険を使用してもらうようにして下さい。被害者の過失割合が実費負担になります。
- ・ 加害者に重大なルール違反がある場合は、保険の対象となりません。
- ・ **示談交渉は、加害者である被保険者本人に行っていただく事となります。**保険会社、保険代理店は介入できません。(示談行為の禁止)
- ・ **1事故における免責金額（自己負担額）は3万円です。**

() 対物賠償

- ・ ボード・ウェア等の損害は減価償却し、1事故における免責金額（自己負担額）3万円を差引いてお支払いいたします。

サーフィンの競技、練習にあたっては、加害者にも被害者にもなり得ますので、お互い相手の立場を理解し合い示談交渉に挑んでいただく事をおすすめいたします。

NSA会員向け傷害保険について

NSA会員の皆様へより安心してサーフィンを楽しんでいただけますよう傷害保険をご紹介します。適用となる事故は主に次のような場合です。

(国内外適用)

- ・ サーフィン中、転倒し自分がケガをした。
- ・ サーフィン中、他人とぶつかり自分がケガをした。
- ・ 岩場で足を切ってしまった。
- ・ サーフィンに行く途中、交通事故でケガをした。

加入方法：ご希望される方は、会員登録用紙の加入申込欄にチェックを入れ、NSA年会費とともに加入料をご入金下さい。(詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご相談下さい。)

年間加入料 4,000円 (NSA登録料別)

なお、連盟でご用意している補償内容は以下のとおりです。

死亡・後遺障害 155万円 ・ 入院日額 2,000円 ・ 通院 1,300円